

令和2年度

第6回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日(月) 午後1時23分～午後3時50分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	相澤 和幸	出
2	山崎 仁志	出	9	門 茂子	出
3	河崎 正己	出	10	山田 雅江	出
4	根本 篤和	出	11	加島 富浩	出
5	松崎 文一	出	12	熊野 信夫	出
6	川口 亜矢子	欠	13	村上 浩保	出
7	泉 信之	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程

報告第1号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査の結果について

報告第2号 電気通信事業者が行う送電線施設等の設置に伴う農地転用について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)

議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

議案第4号 農業振興整備計画の変更に関する意見について

5. 臨席者

6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員

7. 署名委員 議席9番 門 茂子 議席10番 山田 雅江

局 長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の総会開催にあたりまして、6番川口委員から欠席する旨連絡がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので只今から第6回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
井下会長	<p>(挨拶要旨)</p> <p>委員の皆さんには、今年も残すところ後1か月余りとなりましたが本当にお忙しいなか、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>農作業、外仕事の方も皆さん終了された事と思います。本来ですと12月、1月、2月と各団体、会議とか行事があるわけですけれども、如何せん今年はコロナの影響で、そういった事が全て中止となっております。農業委員会でも忘年会等予定しておりましたが、さすがにこの様な状況ですので、先日、松崎互助会長、遠藤代理と相談した結果、やはり今年は中止と言うことで決定しましたので、ご理解を頂きたいと思っております。</p> <p>11月は案件が多く、二日間にわたって現地調査・調整会議に出席頂いた委員の皆さん大変ご苦労さまでした。本日の総会資料見も大変厚いです、時間もかかると思いますが休憩をとりながら総会を進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号9番 門委員、10番 山田委員にお願ひしたいと思ひます。</p> <p>経過報告等を事務局からお願ひします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議	長	はい。無いと言う事ですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。報告第 1 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。
係	長	報告第 1 号農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果についてご説明いたします。農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果につきまして、下記のとおり報告するものです。 2 ページをご覧ください。調査につきましては、10 月 19 日から 23 日までの 5 日間行っています。調査月日、調査地区はここに記載のとおりです。 調査員につきましては、農業委員の皆さま、事務局職員及び町産業課職員で構成し、各日 6 名で実施しています。調査項目は①から⑧までございますが、その結果についてはここに記載のとおり、適正に農地が利用されており問題は特に見受けられませんでした。以上で報告第 1 号の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように報告済みといたします。続きまして、議案書 3 ページになります。報告第 2 号「電気通信事業者が行う送電用施設等の設置に伴う農地転用について」を議題と致します。事務局「報告第 2 号」の説明をお願いします。
係	長	報告第 2 号「電気通信事業者が行う送電用施設等の設置に伴う農地転用について」ご説明いたします。農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 53 条第 11 号に規定する標記農地転用について、下記のとおり実施したい旨届出がありましたのでご報告いたします。本案件は、電気通信事業者が送電用施設（鉄塔）の設置を目的として、必要とする農地を賃貸借して転用を行うものでありますが、農林水産省令の定めるところにより許可不要案件となっているものであります。 番号 1 番です。届出人は釧路市緑ヶ岡 丁目 番号 です。土地につきましては礼文内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、所有者は礼文内 番地 さんです。権利形態は賃貸借で、転用区分は永久転用。事業目的、工期は記載のとおりです。なお 4 ページの位置図で斜線で表示した部分が本件の申請地です。また、配置図等を 6 ページ、7 ページに添付してございます。 以上で番号 1 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、11

	<p>月 19 日に現地調査を実施しております。地元委員であります山崎委員からご報告よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>はい 2 番です。内容は事務局から説明あったとおりです。同じ畑内での移動のため、周辺の農地への影響は無いと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば、受け承りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 8 ページになります。議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。</p> <p>番号 1 番の設定を受けていた方は礼作別 番地 さん、設定をしていた方は礼作別 番地 さん、土地につきましては記載のとおりです。基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、さんの経営規模縮小のため解約を行うもので、合意解約の成立日及び土地の引き渡し日は令和 年 月 日です。引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、この様に決定をさせていただきます。続きまして議案書 9 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p>

	<p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、譲渡人は礼作別 番地 の さん、譲受人は幕別町五位 番地の で、土地につきましては、礼作別 番地 の内ほか 筆で、地目は公簿畑及び山林、現況は畑で、面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。なお、10 ページ、12 ページに位置図、11 ページに求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 3 番です。内容につきましては、この土地、以前は別の農業者と賃貸をしていましたけれども、賃貸の終期にあたりまして、新たに さんと の間で、賃貸契約を設定するものであります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>はい 5 番です。この案件については 3 条の申請と言うことで、河崎委員から説明されたんですけど。当然 3 条になると地域のあっせんも無い形の中での過去の経緯についてなんですけれど。自分の立場も の業務も関連してなんですけれども。如何せん町内の さんが周りについては、まだ生産意欲のある さんがいる中で、尚且つ農業委員としてですね、土地の集約・団地化、更にそれらを強固にして さんの規模拡大とともに、作業の効率を図るためにも、そういう一環からすると、この案件で無くとも、他の案件でも町外に行っている人もあるだろうし、逆に来ている人も、また他に案件もあるだろうし、出来るだけ今後の課題として、なるべく町内の人で調整して整えるような環境も片方で進めて頂きたいなと思っています。よろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>はい 7 番です。今の話は、努力はすれ、と言う様な事みたいなんですけれど、3 条にあつては、我々も 3 条になる前は、こちらの地域は に近い事もあつて、長芋畑の単価の吊り上げですとか、そういうものが諸々ありまして、非常</p>

	<p>に厳しい地域でございます。その中で、何とかと言う事で随分努力はしているんですけども3条にあたっては、全然言う事は聞いてもらえないと言うことなので、努力はしているけれど、農地法の観点からどうしようもない状況。と言うのが現状です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。町内の人に使って頂くのが筋だと思うので、3条だけにどうすることもできないのが現状ですが、今後、努力をしていきたいと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書13ページ議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第3号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号1番です。14ページをご覧くださいそれでは、番号1番。利用権の設定を受ける方は、豊頃南町 番地 2 さん、設定をする方は豊頃南町 番地 さんです。土地につきましては豊頃南町 番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。29、30ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10月19日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります相澤委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	8番です。本件については、事務局より説明があった更新の案件ですので、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
議長	只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号2番から番号5番」の4件を一括事務局説明をお願いします。
係長	<p>それでは、番号2番から番号5番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>それでは、番号2番の利用権の設定をする方は牛首別 番地 さん、土地につきましては牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。31 ページ、32 ページに位置図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>次に番号3番の利用権の設定をする方は牛首別 番地 さん、土地については牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。33 ページ、34 ページに位置図を添付してございます。こちらでご確認下さい。</p> <p>つづいて番号4番の利用権の設定をする方は牛首別 番地 さん、土地については牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、畑及び牧場、現況畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。35 ページ、36 ページに位置図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>番号5番の利用権の設定をする方は茂岩末広町 番地 さん、土地については背負 番地 ほか 筆、地目は公簿、田及び畑、現況畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。37 ページに位置図を添付してございますのでご確認下さい。</p>

	<p>以上で番号2番から5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月20日及び22日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員につきましては牛首別、背負地区は熊野委員、農野牛地区は河崎委員、旅来地区は私となっていますので、私の方からまず、旅来の方のご説明をさせていただきます。</p>
会 長	<p>旅来の さんの土地 筆なのですが、 年間きちんと管理されて使われており、同じ条件での更新と言う事でよろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、牛首別、背負地区の案件について熊野委員お願いします。</p>
委 員	<p>はい12番です。賃貸の更新と言う事で内容は前回と同じと言うことで、また、畑も適正に管理されていますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい次に、農野牛地区の案件について河崎委員お願いします。</p>
委 員	<p>はい3番です。こちらも更新と言う事で、畑自体も適正に耕作されていますので、問題無いと思いますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、それぞれご説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号6番、番号7番」の2件を一括ご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは番号6番、7番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、被相続人 さん、相続人は茂岩末広町 番地 森 さんほか 名です。</p> <p>番号6番の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地につきましては安骨 番地ほか 筆、地目は公簿原野、宅地、雑種地、畑及び牧場、現況は畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。38ページに位置図を添付しております。斜線で表示した部分が本件の申請地です。</p>

	<p>続いて番号7番の利用権の設定を受ける方は安骨 番地 さん、土地については安骨 番地 の内ほか 筆、地目は公簿牧場、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。38 ページ、40 ページの位置図で格子模様で表示した部分が本件の申請地です。また、39 ページに求積図を添付しておりますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号6番、番号7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11月17日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には2件とも根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい4番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりで、同じ条件での更新で、設定期間のみの変更ということなので、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号8番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号8番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は安骨 番地 さん、設定をする方は茂岩栄町 番地 さんです。土地につきましては安骨 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。41 ページに位置図を42 ページに求積図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号8番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月20日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	12 番です。賃貸の更新と言う事で、内容的には前回と同じと言う事で、また、土地の管理についても適正に行われていますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 9 番」の説明をお願いします。
係長	番号 9 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛番地 さん、設定をする方は二宮 番地 さんです。土地については二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。43、44 ページに位置図を添付してございます。 以上で番号 9 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 17 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には加島委員がなっております。加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい 11 番です。只今事務局から詳細な説明があった通りでして、以前より賃貸されておりましたが、期間が 2 年間と言う事で、変更になったので調整会議を行いました。地域的にも問題無いと言う事なので、よろしくご審議をお願いします。
議長	はい。只今、加島委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受けたまわりたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですのでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 10 番、11 番、12 番」の 3 件の審議を願います。事務局説明をお願いします。

係長	<p>はい。番号 10 番 11 番 12 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 10 番の設定をする方は被相続人 さん、相続人は農野牛 番地 さんほか 名です。土地については農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。45 ページに位置図を 46 ページから 48 ページに求積図を添付してございます。</p> <p>番号 11 番の設定をする方は農野牛 番地 さん、土地につきましては農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿原野及び畑、現況は畑で面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。49 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が本件の申請地となっています。</p> <p>番号 12 番の設定をする方は札幌市手稲区前田 条 丁目 の さん、土地については農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。49 ページに位置図を添付してございます。格子模様で表示した部分が本件の申請地です。</p> <p>以上で番号 10 番 11 番 12 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には 3 件とも泉委員がなっておりますので、泉委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい 7 番です。事務局より説明があった通りでして、父親の さんが亡くなられて、相続によって新規扱いとなっております。内容的には、以前と同様となっておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。只今、泉委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受けたまわりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号 13 番、14 番」の 2 件を一括ご審議</p>

<p>係 長</p>	<p>願いたいと思います。事務局説明願います。</p> <p>番号 13 番、14 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は二宮 番地 さん、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日となっています。</p> <p>番号 13 番の利用権の設定を受ける方は、茂岩栄町 番地 さん、土地については二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 50 ページに添付してございます。波線で表示している部分が本件の申請地です。</p> <p>つづいて番号 14 番の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地については二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。同じく位置図を 50 ページに添付してございます。斜線で表示した部分が本件の申請地です。</p> <p>以上で番号 13 番、14 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 17 日に現地調査並びに調整会議を行っており、2 件とも調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>12 番です。こちらは、長年賃貸を組んでいたんですけども、今回、売買ということで、特に地域としても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。それでは次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は 委員に関係する案件ですので、 委員には一時退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。（ 委員退席する。）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。事務局「番号 15 番」の説明をお願いします。</p>

係 長	<p>番号 15 番についてご説明します。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は茂岩栄町 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 51 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 15 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件は更新ということで 10 月 23 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。遠藤代理の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 1 番です。只今、事務局から説明があったとおりでして、契約満了による更新ということで、今までと同一条件での更新となっています。農地も適正に使われておりまして、問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 委員に申し上げます。「番号 15 番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>それでは次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は に関する案件ですので、 には退席をお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩します。(退席する。)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。事務局「番号 16 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>はい。番号 16 番について説明いたします。番号 16 番の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は被相続人 さん、相続人は茂岩本町 番地 さんほか 名です。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり</p>

	<p>円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 52 ページに添付してごさいます。</p> <p>以上で、番号 16 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 17 日に現地調査と調整会議を行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 12 番です。こちらは、賃貸の更新に伴いまして、利用権設定期間の変更と言うことで新規の案件になっています。内容については、前回と同様と言うことですので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いと言う事ですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。 (帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 に申し上げますが「番号 16 番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 続きまして、「番号 17 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 17 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は、農野牛 番地 さんです。土地については農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び田、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。位置図を 53 ページに添付してごさいます。 以上で番号 17 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります河崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 3 番です。以前から、 さんと さんの間で賃貸していた更新の案件です。現地も適切に管理されておりますので、何ら問題無いと思いますので、</p>

	<p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 18 番、19 番及び 24 番」の 3 件を一括しご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号 18 番、19 番及び 24 番の 3 件についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>それでは番号 18 番の利用権の設定をする方は帯広市西 条南 丁目の さん、土地については農野牛 番地の内ほか 筆、地目は公簿畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 54 ページに添付してございます。斜線で表示した部分が本件の申請地です。求積図を 55 ページに添付してございますので、併せてご確認ください。</p> <p>続いて番号 19 番の利用権の設定をする方は幕別町旭町 番地の さん、土地につきましては農野牛 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。54 ページに位置図を添付してございます。格子模様で表示した部分が本件の申請地です。</p> <p>次に 20 ページをお開きください。番号 24 番の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土地については統内 番地ほか 筆、地目は公簿畑、山林及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 64 ページをご覧ください。斜線で表示した部分が本件の申請地です。求積図は 65 ページに添付してございますので、こちらでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 18 番、19 番及び 24 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この 3 件につきましては、11 月 19 日に現地調、調整会議を取り行っております。調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	<p>はい。13番です。まず、18番19番の さんの案件は、今まで自分で使用していた様なんですけれども、今回他人に借りて頂きたいと言うことで地域内で調整した結果、 さんに借りて頂くことになったと言うことで、この様に決めさせて頂きました。24番の さんは、相続を受けたことによる新規扱いとなっておりますが内容は変わらないと言う事ですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号20番から番号23番」の4件を一括してご審議願います。事務局説明をお願いします。</p>
係長	<p>それでは番号20番から番号23番の4件についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号20番の利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、土地については農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。56ページ、57ページに位置図を添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。</p> <p>次に番号21番の利用権の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 の さん、土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。57ページ、60ページに位置図位置図を添付してございます。こちら波線で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は58、59ページに添付してございますので併せてご確認下さい。</p> <p>番号22番の利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、土地については礼作別 番地 ほか 筆、地目は公簿牧場及び畑、現況は畑で、面積は合計 m^2、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。61ページに位置図を添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。</p>

	<p>番号 23 番の利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、土地については礼作別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 63 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 20 番から 23 番までの説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります河崎委員の方からご説明お願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>3 番です。前件、 と の方、いわゆる の方との契約となっております。地域的にはなんら問題なく、適切に管理されていますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。次の案件に入りたいと思っておりますが、 委員のご家族に関する案件ですので、 委員には退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。(委員退席する。)</p>
議 長	<p>はい、それでは事務局「番号 25 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号 25 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、設定をする方は礼作別 番地 さん、土地については礼作別 番地の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図 61 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 62 ページに添付してございますので、併せてご確認下さい。</p> <p>以上で番号 25 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方からご説明お願いしたいと思っております。</p>

委員	はい。13 番です。この件に関しましては、只今詳細に説明があったとおり でして、一部契約内容を見直して金額を下げたと言うことで新規扱いとなっ ております。さんと さんの間で話合われた事なので、特に問題はないと 思われますので、よろしくご審議をお願いします。
議長	はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 26 番」の説明をお願いします。
係長	番号 26 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 さん、設定をする方は礼作別 番地 さんです。 土地については礼作別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積 は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期 は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃 は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっ ています。位置図は 64 ページ、66 ページに添付してございます。こちら水玉模 様で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 67 ページに添付して ございますので、併せてご確認下さい。 以上で番号 26 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には 山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思 います。
委員	はい。2 番です。以前は さんと さんの間で賃貸借を結んでおら れたんですが、先程、議案第 1 号で合意解約があった案件でございます。地域 で調整をして頂いて、地域として問題ないということですので、よろしくご審 議をお願いします。
議長	只今、山崎委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受 け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。

	<p>暫時休憩します。 (委員復席する。)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 25 番、26 番」につきましては、原案のとおり決定されましたのでご報告をさせていただきます。 それでは、事務局関連がございますので「番号 27 番、28 番」の 2 件を一括ご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号 27 番、28 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。 番号 27 番の利用権の設定を受ける方は、統内 番地 さん、土地については礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 66 ページに添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が本件の申請地です。 番号 28 番の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 さん、土地については礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 66 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が申請地です。 以上で番号 27 番、28 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この 2 件につきましても、11 月 19 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には山崎委員がなっております。山崎委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。これも、 さんとの合意解約による案件になります。 地域によりまして、調整をしていただいて、この様になっています。地域として問題ないということですので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p>

	<p>続きまして、事務局「番号 29 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 29 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、設定をする方は礼作別 番地 さん。土地については礼作別 番地 ほか 筆、地目は公簿 山林、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 68 ページ、69 ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号 29 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方から説明をお願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>はい 7 番です。いま事務局から詳細に説明があったとおりで、更新案件ということで、内容は変わっておりません。同条件での更新と言う事で、地域にあっても、まったく問題ありません。また、適正に管理もされておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。議案書も半分ほど進みましたので、この辺で 10 分程度休憩を取りたいと思います。</p> <p>暫時休憩します。</p>
議 長	<p>はい。それでは、再開します。議案書 21 ページになります。</p> <p>関連がありますので「番号 30 番、番号 31 番」の 2 件を一括してご審議願います。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号 30 番、31 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 株式会社、設定をする方は礼作別 番地 さんです。利用権設定等の種類は使用賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>それでは番号 30 番の土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目</p>

	<p>は公簿畑、山林及び公衆用道路、現況は畑で、面積は合計 m^2、利用権設定等の内容は普通畑です。位置図は 70、71、81 ページに添付してございます。いずれも斜線で表示した部分が本件の申請地です。また、72 ページから 80 ページに求積図を添付していますので併せてご確認願います。</p> <p>番号 31 番の土地については礼作別 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、畑及び山林、現況は宅地で、面積は合計で m^2、利用権設定等の内容は農業用施設用地です。71 ページの位置図で波線で表示した部分が本件の申請地です。また、73 ページから 79 ページに求積図を添付していますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 30 番、31 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります河崎委員の方からご説明願います。</p>
委 員	<p>はい 3 番です。先程事務局の方から説明がありましたけれども、更新の案件で、畑は適切に管理されております。宅地も、施設用地として十分活用されておりますので、何ら問題無いと思っておりますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員、から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号 32 番、番号 33 番」の 2 件を一括しご審議願いたいと思っております。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号 32 番、33 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、利用権設定等の種類は使用貸借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>それでは番号 32 番の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土地については、礼作別 番地 ほか 筆、地目は公簿山林及び畑、現況は畑で、面積は合計 m^2です。位置図は 82、83 ページに添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。また、84 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>次に番号 33 番の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土</p>

	<p>地については、統内 番地、地目は公簿山林、現況は畑で、面積は m^2 です。位置図を 83 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号 32 番、33 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7 番です。この案件も事務局から説明があったとおりでございまして、する方、それから の方の土地でございまして。結んで 年間全く条件変わらずの更新と言う事ですので、また、適切に使われておりますので、問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございまして、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございまして「番号 34 番、36 番」の 2 件を一括してご審議願ひたいと思ひます。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 34 番、36 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は統内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 34 番の設定を受ける方は統内 番地 さん、土地については統内 番地の内 ほか 筆、地目は公簿畑及び雑種地、現況は畑で、面積は合計 m^2、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 85 ページをご覧ください。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。求積図は 86 ページ、87 ページしてございましてこちらで、ご確認ください。</p> <p>続きまして番号 36 番の設定を受ける方は、茂岩栄町 番地 さん、土地については統内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 88 ページをご覧ください。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。求積図は 89 ページ、90 ページに添付してございまして、ご確認ください。</p>

		<p>以上で番号 34 番、36 番の説明を終わります。</p>
議	長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委	員	<p>はい 7 番です。34 番、36 番共に同条件による更新でございます。地元にあっても何ら問題ございませんし、適切に使われておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委	員	<p>ありません。</p>
議	長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 35 番」の説明をお願いします。</p>
係	長	<p>はい。番号 35 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 統内 番地 さん、設定をする方は統内 番地 さん です。土地については統内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿畑、雑種地及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 85 ページ、88 ページに添付してございます。いずれも波線で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 86 ページ、87 ページ及び 89 ページ、90 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 35 番の説明を終わります。</p>
議	長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委	員	<p>はい。2 番です。こちらは更新案件なんですけど、賃料の変更を伴いまして、新規案件となっております。以前、さんと さんで賃料が少し安いということで、賃料の変更がされました。畑も適正に管理されていると言う事なんで、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば</p>

	受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局つぎに「番号 37 番」の説明をお願いします。
係長	はい。番号 37 番について説明いたします。利用権の設定を受ける方は、茂岩栄町 番地 さん、利用権の設定をする方は被相続人 さん、相続人は統内 番地 さんほか 名です。土地については統内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 91 ページに添付してございます。 以上で番号 37 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には村上委員がなっておりますので、村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい 13 番です。この件につきましても本来なら、これまでと同じ更新案件なんですけれども、貸主の方が相続されて名前が変わったということで新規扱いとなっております。内容の方は今までと同じと言う事ですので、特に問題無いと思いますので、よろしくご審議願います。
議長	只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いと言う事ですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 38 番」の説明をお願いします。
係長	番号 38 番について説明いたします。利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、設定をする方は統内 番地 さんです。土地については統内 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額

	<p>円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 92 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 38 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>はい 7 番です。この案件も今、説明があったとおりでして、同条件による賃貸の更新と言う事です、適正に管理もされておりますので、問題無いかと思っておりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 39 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 39 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、統内 番地 さん、設定をする方は統内 番地 さんです。土地については統内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 93 ページに添付してございます。求積図は 94 ページにを添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 39 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方から説明をお願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>はい 7 番です。こちらも同条件による更新ですので、何ら問題無いかと思っておりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に入りたいと思いますが、委員に関する案件ですので、委員には一時退席をお願いします。 暫時休憩します。(委員退席する。)
議長	はい。それでは再開します。事務局「番号 40 番」の説明をお願いします。
係長	はい。番号 40 番について説明いたします。利用権の設定を受ける方は幌岡番地、設定をする方は幌岡番地 さんです。 土地については幌岡番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 2 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 95 ページに添付してございます。 以上で番号 40 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。加島委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。11 番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます、期間満了による更新でございます。同一条件の更新で、畑も適正に管理されておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	はい。只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。 (委員復席する。)
議長	それでは、再開します。委員に申し上げますが、「番号 40 番」につきましては、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 41 番」の説明をお願いします。
係長	はい。番号 41 番について説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃

委員	11 番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございまして、期間満了による更新で、同一条件でありますし、畑も適切に使われており地域的にも問題無いと言う事なので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に入りたいと思いますが、委員に関する案件ですので、委員には一時退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。(委員退席する。)
議長	それでは再開します。事務局「番号 43 番」の説明をお願いします。
係長	はい。番号 43 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、設定をする方は豊頃 番地 さんです。土地については、豊頃 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 103 ページに添付してございます。斜線で表示した部分が本件の申請地です。求積図は 104 ページ、105 ページに添付してございますのでご確認下さ。 以上で番号 43 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。相澤委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい 8 番です。本件につきましては、只今説明あった通り同条件での更新案件で、適正に畑として使われておりますので、問題無いと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。

議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。 (委員復席する。)
議	長	はい、それでは再開します。 委員に申し上げますが、「番号 43 番」につきましては、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。続きまして事務局「番号 44 番」の説明をお願いします。
係	長	はい。番号 44 番について説明いたします。利用権の設定をする方は統内番地 、設定をする方は豊頃 番地 さんです。土地については、豊頃 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 2 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 103 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が申請地です。 以上で番号 44 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	はい 11 番です。ただいま事務局から説明があったとおりで、期間満了による更新と言うことで、同一条件でありまして地域的にも問題無いということで、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 45 番」の説明をお願いします。
係	長	はい。番号 45 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 さん、設定をする方は池田町字清見 番地 さんです。土地については礼文内 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 4 ページに添付してございます。格子模様で表示した部分が本件の申

	<p>請地です。また、5 ページに求積図を添付してございますのでご確認下さい。 以上で番号 45 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新 ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。 地元委員であります山崎委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。事務局から説明があったとおりで、同条件での更新であり ます。畑も適正に管理されており、何の問題ありませんので、ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 それでは、事務局「番号 46 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 46 番について説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文 内 番地 さん、設定をする方は礼文内 番地 さんです。 土地については礼文内 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び山林、現況は畑で、 面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、 始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。 借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとな っています。位置図は 106 ページに添付してございます。 以上で番号 46 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件は更新ということで、 10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であ ります山崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 2 番です。事務局から説明があったとおりで、同条件での更新でありま す。畑も適正に使用されておりますので何の問題も無いと思いますので、よろ しくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして関連がございますので「番号 47 番、48 番」の 2 件を一括してご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。
係 長	はい番号 47 番、番号 48 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。 番号 47 番の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 107 ページに添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 108 ページに添付してございます。 番号 48 番の利用権の設定を受ける方は十弗 番地 さん、土地については礼文内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 107 ページに添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 108 ページに添付してございますのでご確認下さい。 以上で番号 47 番、48 番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査並びに調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。3 番です。47 番 48 番共に以前から賃貸を組んでいた土地ですけれども、今回期間を従前から、 年に短縮しての契約となりましたので新規案件となりました。別段問題無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	はい只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

	<p>続きまして、事務局「番号 49 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 49 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 2 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。位置図を 109 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 49 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります山崎委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 2 番です。事務局から説明どおりで、同条件での更新でございます。畑も適正に使用しておりますので、問題無いと思いますのでご審議のほどよろしく、お願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、事務局「番号 50 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 50 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。110 ページに位置図を 111 ページに求積図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 50 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 11 月 19 日に現地調査、並びに調整会議を行っております。調整委員長には村上委員がなっておりますので村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	はい。13 番です。この件につきましては、以前から さんと さんの間で賃貸が組まれておりましたけれども、今回、 が相続されたと言う事で、貸主が変わると言う事で新規扱いになっております。内容等は今までと同じと言う事でありますので、問題は無いと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい只今、村上委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号 51 番、52 番」の 2 件をご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。
係長	<p>はい。番号 51 番、52 番についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は育素多 番地 さん、設定をする方は中央新町 番地 さんです。</p> <p>それでは番号 51 番の土地については育素多 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 112 ページに添付してございますのでこちらでご確認下さい。こちら斜線で表示した部分が申請地です。</p> <p>続いて番号 52 番の土地につきましては育素多 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 112 ページに添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号 51 番、52 番の説明を終わります。</p>
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 11 月 19 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。3 番です。この案件は 2 件とも今まで賃貸借で契約されていた案件で

	すけれども。今回、更新に併せて一部、52 番の案件が売買と言う事になりました。何ら問題無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	はい只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 53 番」の説明をお願いします。
係 長	はい。番号 53 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は湧洞 番地 さん、設定をする方は被相続人 さん、相続人は帯広市西 条南 丁目 の さんほか 名です。土地については湧洞 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 113 ページに添付してございますのでご確認下さい。 以上で番号 53 番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 11 月 17 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、加島委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。11 番です。以前より さんと さんの間で賃貸を組まれておりまして、相続により新規となった案件であります。同一条件でありますので、地域として問題無いと言う事なので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	はい只今、加島委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 54 番」の説明をお願いします。
係 長	はい。番号 54 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は湧洞 番地 さん、設定をする方は湧洞 番地 さん。土

	<p>地については湧洞 番地ほか 筆、地目は公簿畑、原野及び宅地で、現況は畑、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 114 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 54 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。湧洞の案件ですので私の方からご説明させていただきます。</p>
	<p>同一条件の 年の更新と言う事で、地域としても別に問題もございませんし、農地の方も適正に管理されていることをご報告したいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 55 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 55 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節 番地 、設定をする方は茂岩栄町 番地 橋本利子さんです。</p> <p>土地については旅来 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び牧場、現況は畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を 115 ページに添付してございます。また、求積図を 116 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 55 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 11 月 17 日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、加島委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。11 番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりでありまして、 と さんの間で以前から賃貸を組まれておりましたので、地域としても問題無いと言う事ですので審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 117 ページになります。議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明をお願いします。
係 長	<p>議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について説明いたします。このことについて、次により豊頃町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を附したいので、ご審議願うものです。</p> <p>それでは、議案 118 ページをお開きください。まず、1 番から 3 番の共通事項についてご説明いたします。申請目的は農家住宅建設のため。現在の用途区分は農地ですが、変更して農用地区域から除外するものです。農地に農家住宅の建設をするには、農地法の転用許可についても必要になりますが、農業振興地域整備計画を変更することが転用許可の前提条件であることから、先にご審議願うものです。</p> <p>番号 1 番、土地の表示については二宮 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²。変更申出者は二宮 番地 さんです。</p> <p>申請位置図は 119 ページに、120、121 ページに配置図及び立面図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 17 日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい 4 番です。この件につきましては、今までの住宅の隣に新しく住宅を建てるということですので、特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いします。
議 長	只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「番号2番」をご審議願いたいと思いますが、委員に関係する案件ですので、一時退席をお願いしたいと思います。 暫時休憩いたします。 (委員退席する。)
議長	はい。再開します。事務局「番号2番」の説明をお願いします。
係長	番号2番ですが、土地の表示については豊頃 番地 で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m ² 。変更申出者は豊頃 番地 さんです。 122 ページに申請位置図、123、124 ページに配置図及び立面図を添付してございます。 以上で番号2番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件についても、11月17日に現地調査を実施しております。熊野委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委員	12番です。後継者の住宅新築ということですので、特に問題ないと思われるのでご審議よろしくをお願いします。
議長	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩いたします。 (委員帰席する。)
議長	はいそれでは再開します。委員に申し上げますが、「番号2番」は原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 続きまして事務局「番号3番」の説明をお願いします。
係長	番号3番ですが、土地の表示については北栄 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m ² 。変更申出者は豊頃南町 番地 さんです。

	<p>125 ページに申請位置図、126、127 ページに配置図及び立面図を添付してご ざいます。</p> <p>以上で番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員の方か ら説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>13 番です。この件につきましても、農家の後継者であります 君が 住宅を建てると言う事で現在の住宅と隣接している土地でありますし、作業等 に影響が出ることも無いと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 本日の議案の審議は以上となります。事務局から連絡事項がございます。</p>
局 長	<p>(要旨)</p> <p>はい。連絡事項になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 皆さんにお配りしてありますが、 農業委員会手帳（2021 年版）につい て住所、氏名等の確認をお願いします。（問題ありませんか。） 2 北海道農業会議からの研修会資料の配布についてです 皆様のお手元に配布しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため 研修会が中止となっております。研修用資料が届きましたので、普段の農 業委員会活動において、ご活用いただければと思いますので、ご一読下さい。 3 12月17日の第7回総会ですが、互助会忘年会が中止と言う事で、開 催時間が午後1時30分となっておりますので、よろしく申し上げます。 以上です。
議 長	<p>はい只今、事務局から連絡事項等がありましたが、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
局 長	<p>以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 から、ご挨拶をいただきます。</p>

会 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>本日の総会なんです、たくさん案件もございましたが、皆様のご協力を頂き予定しておりました案件全てを終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>先程も申しましたが、十勝管内、全国的、全道的にもクラスターが発生しております。これから、寒くなって行きますのでコロナの感染には十分注意されまして、お過ごしして頂きたいと思います。また、暗くなるのも早いので、お帰りの際には気を付けてお帰り下さい。</p> <p>今日は、どうもありがとうございました。ご苦労様でした。</p> <p>閉 会</p>
-----	---